

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>[1 ~ 6 略]</p> <p><u>7 市長は、うめきた公園の供用開始の日から起算して50年間について、うめきた公園の指定管理者を指定しようとするときは、第19条の規定にかかわらず、うめきた公園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>8 前項の場合における第20条及び第22条の規定の適用については、第20条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第7項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、第22条中「第20条」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた第20条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とある</u></p>	<p>附 則</p> <p>[1 ~ 6 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

のは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第8項の規定により読み替えられた前各号」とする。

別表第1（第3条関係）

[略]

鶴見緑地

うめきた公園

別表第1（第3条関係）

[同左]

鶴見緑地

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 うめきた公園（大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）に係るこの条例による改正後の大都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項、第18条、第20条から第23条まで、第24条前段並びに附則第7項及び第8項の規定の例により行うことができる。

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

説明

うめきた公園の一部の管理を指定管理者に行わせるとともに、指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。